

平成29年度第6回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成30年3月22日（木） 10時25分～11時05分
2. 場 所：総務省 11階 共用1101会議室
3. 出席委員：伊藤鉄男、浅井万富、日出雄平、大竹邦実、岩井奉信の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について
 - (2) 平成30年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (4) その他
3. 閉 会

(配布資料)

- 資料1-1 政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について
- 資料1-2 登録政治資金監査人に係る登録申請書の様式の改正について（案）
- 資料1-3 「登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いについて」（平成24年5月17日政治資金適正化委員会決定）の廃止について（案）
- 資料1-4 登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用を希望するときの登録申請書の添付書類について（案）
- 参考資料 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表
- 資料2 平成30年度フォローアップ研修の説明ポイント（実務向上研修）
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況
- 資料4 登録政治資金監査人の登録及び抹消の状況
- 資料A 平成30年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修資料(実務向上研修)
（案）

(本文)

【伊藤委員長】 それでは、少々早いですが、おそろいですので、ただいまから平成29年度第6回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に事務局より報告があります。

【羽生参事官】 政党助成室長の田邊でございますが、本日は所用により欠席との連絡を受けておりますので、よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 次に、平成29年度第4回、第5回委員会の議事録と資料についてでございます。配布されました資料の一部に訂正が必要とのことで、事務局に説明をお願いいたします。

【羽生参事官】 冒頭から申し訳ございません。前々回、年末の第4回委員会及び前回2月の第5回委員会に提出しました資料の中で、参考としてお示しました国会議員関係政治団体の数に誤りがあることが見つかりましたので御説明申し上げます。

お手元の資料の中で一番下にクリップどめの資料があるかと存じます。左肩に平成29年度第4回委員会資料とあります資料6でございます。こちらの毎回の委員会に御報告しております登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況に関する資料でございます。表の下の欄外※印のところに比較をするための参考としまして直近の収支報告書の提出義務があります国会議員関係政治団体の数を掲載する形としております。

この第4回委員会からは昨年11月末の平成28年分の収支報告の概要の公表を踏まえまして、新しい数字に置き換えておりますけれども、その数字が誤ったものとなっております。

委員会にお出した資料ではこちらが3,029となっておりますけれども、正確にはこちらにあります3,077が正しい数字でございます。申し訳ございません。

また、前の平成27年分の提出義務団体数との比較を改めて申し上げますと、27年分は3,076団体でございましたので、新設や解散などによる増減ございますけれども、トータルではプラス1、1増ということになりましてほぼ横ばいの数字であるということになります。

また、一枚おめくりいただきますと、第5回委員会の資料、こちらと同じ資料6でございますが、同じ部分の数字が誤ってございました。

この2つの資料につきましては、委員会資料として既に委員会ホームページに掲載しておりますけれども、本日お許しをいただけますなら、この右肩にありますとおり、平成3

0年3月22日訂正と記載をした形で、正しい数字を入れたものに差しかえて掲載をさせていただきますと考えております。

また、このことに伴いまして、本日御了承いただくべき第4回委員会の議事録でございますが、この議事録の中でこの数字について私から御説明した部分がございます。こちらについても、6年後の議事録公表後に混乱を来しませんように正しい数字に訂正した形でお手元にお配りしたような形にさせていただければと考えております。

また、本日あわせまして次回までに確認をいただく予定の第5回の議事録もお配りしておりますけれども、こちらの議事においては、この部分の数字は言及しておりませんので、特段修正はございません。

改めまして誤りがありましたことについてお詫び申し上げまして、資料及び議事録の取り扱いについて御了承いただければと存じます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、資料については、ただいま説明があったとお取り扱いすることとし、平成29年度第4回委員会の議事録については、6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、第5回委員会の議事録につきましてもお手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いします。

議題(1): 政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について

【伊藤委員長】 それでは、本日の第1の議題といたしまして、政治資金規正法施行規則の改正に係る対応についての説明を事務局をお願いします。

【羽生参事官】 お手元の資料一覧等を飛ばしていただきまして、資料の1-1をお願いいたします。資料1-1でございますが、まず1の経緯等を御覧いただきますと、昨年10月の第3回委員会において御報告申し上げたところでございますが、各種の申請の際に必要となります戸籍の抄本や謄本につきまして、住民票の写しと比べて手数料が一般的に高額なことや住民票と本籍地が異なる場合に本籍地に対し郵送で交付申請を行う必要があるなど負担が大きいため、国民からも簡素化等の要望があるということで、戸籍の抄本や謄本の提出が必要とされる各府省庁の手續につきまして調査が行われ、昨年の3月に勧告が行われております。

登録政治資金監査人の登録につきましても、この勧告に付随する報告書の中で1の経緯

等の２段落目でございますが、かぎ括弧に表現を引用しております。戸籍の抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、旧姓の登録を希望する申請者のみ戸籍の抄本の提出を求める措置を講ずる必要があるといった報告がなされております。

これを踏まえまして、政治資金課において省令改正の検討を、また、その他の部分について当事務局で検討を行ってまいりまして、まず、この２月の末に政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令が公布をされております。

一枚おめくりいただきますと、省令の新旧対照表を添付しておりますが、登録申請の際に添付する書類の中から戸籍の抄本を削除いたしまして、左側、改正後でございますが、住民票については、本籍等の記載のあるものを提出してもらうという形に改正がなされております。

今回の省令の改正を踏まえまして、関連する様式等の改正をお諮りしたいと考えております。資料１－１にお戻りをいただきまして、２の対応の部分を御覧ください。

まず、省令の施行日ですけれども、６月１日とされております。この施行日に向けまして、３つの対応についてご決定を賜りたいと存じます。

まず、（１）は登録申請書の様式の改正を伴うもの、（２）は平成２４年の委員会決定を廃止しようとするものですけれども、いずれも今回の省令改正で戸籍抄本の提出が原則として不要となることに伴う当然の対応となるものでございます。

また、（３）は登録政治資金監査人としての業務を行うに当たって、いわゆる旧姓や通称など氏名以外の呼称を使用することを希望する方々の手続、特に申請の際の添付書類について明確化を図るという内容でございます。

詳しくはそれぞれの資料で御説明をいたします。

２枚おめくりいただきまして、資料１－２をお願いいたします。

資料の１－２でございますが、省令第２７条第２項の規定によりまして当委員会で定めていただくこととされております登録申請書の様式について、別紙のとおり改めて決定をいただくものでございます。

次のページに資料１－２（別紙）としまして、改正後の新たな様式を添付しておりますけれども、もう一枚おめくりいただきますと、資料１－２（別紙）（見え消し）というページをつけております。こちらでご説明をいたします。

申請書に記入していただく情報そのものには変更はございませんが、欄外の下（添付書類）という部分を御覧ください。ここの説明から戸籍抄本を削除するとともに、省令改正を踏まえまして住民票の写しに本籍、外国人の場合は国籍等の記載があるものという限

定を新たに加えるものでございます。

次に、2枚おめくりをいただきまして資料1-3を御覧ください。2枚目に資料1-3(参考)という資料が添付してございます。平成24年5月の委員会決定でございます。

こちらの委員会決定でございますが、平成24年7月からは住民基本台帳法などの改正によりまして、外国人登録制度がなくなって外国人の方々も住民基本台帳制度の対象となりました。

その際、登録政治資金監査人に申請する際に戸籍抄本と住民票の写しをそれぞれ求めておりましたこれまでの制度のもとでは、外国人の方は住民票ならば出せますけども、戸籍はそもそもお持ちでないということになりますので、戸籍抄本は不要ですということを明確化するために、この御決定をいただいたものでございます。

今回の省令改正により大本の戸籍抄本の提出自体が原則として不要となりますため、この決定も廃止をさせていただくというものでございます。

資料の1-3はこの決定を廃止するといった内容になってございます。

次に、資料の1-4をお願いいたします。

こちらですが、登録政治資金監査人に申請してきた方が、旧姓や通称の使用を希望される場合、登録政治資金監査人は3土業のいずれかの資格を持つ方々であることが前提であることから、これまでは土業団体側において旧姓や通称の使用が認められている方々については、提出された書類でそのことを確認した上で、土業団体での扱いに準じてこれを認めているところでございます。

今回の省令改正によりまして、戸籍抄本の提出が必要な書類から外れますために、例えば旧姓の使用を希望される方については、旧姓を確認するための書類を別途求める必要が出てまいります。

ここでちょっとお戻りいただきますが、省令の新旧対照表を、資料1-1の次の紙ですけれども、省令の新旧対照表をつけておりました。もう一度こちらを御覧いただけますでしょうか。改正後の省令第27条の第1項第4号でございますが、申請の際の添付書類として1号から3号に定めております住民票の写しなどのほか、4号では政治資金適正化委員会が定める書面という規定がございます。この規定に基づきまして今回委員会決定をお願いするというものが資料1-4ということになります。

恐縮ですが、再び資料1-4にお戻りいただきまして、1-4の本文のところでございますけれども、要約しますと登録政治資金監査人の登録を受けようとする方がその業務を行うに当たり、氏名以外の呼称で弁護士、公認会計士又は税理士の業務を行う上で各土業

団体においてその使用が認められたもの、この使用を希望する場合には、希望者には次の（１）から（３）に掲げております３つの書面を提出していただくとするものでございます。

まず、（１）としましては業務上の呼称の使用届出書でございます。

１枚おめくりいただきますと、様式案を示しております、３土業いずれかの業務で使用している業務上の呼称を、記の下のところでございますけれども、明記して申請をいただくという形をとりたいと考えております。

また、資料１－４にお戻りください。次（２）といたしましては、こちらは各土業団体が発行する資格証明書でございます。こうした資格証明書で当該業務上の呼称が記載されたものを出していただく。また、これとあわせて（３）として戸籍抄本または住民票の写しで当該業務上の呼称が記載されたものを求めることとしております。

また、（３）のただし書き２行目からでございますけれども、希望するお名前の使用が本業の土業団体に認められていること、これがもちろん前提でありますけれども、その名前が戸籍抄本や住民票の写しには載らないといった場合も想定され得ることから、こうした場合にも対応できますように包括的な規定を置かせていただくこととしております。

最後に附則の部分でございますが、この決定について御承認いただきました場合には、省令の施行に合わせまして本決定についても６月１日から適用することとしたいと考えております。

議題の１の関連の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

本議題につきましては了承いただいたということよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議題（２）：平成３０年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修について

【伊藤委員長】 では、次に第２の議題といたしまして、平成３０年度政治資金監査実務に関するフォローアップ研修についての説明を事務局にお願いいたします。

【羽生参事官】 来年度のフォローアップ研修、特に実務向上研修の資料についてお諮りをしたいと存じます。

資料２とその下の分厚い資料Ａで御説明をいたします。

まず、資料の２でございますが、こちらは説明のポイントをまとめたものでございませ

て、2月の第5回委員会で資料4としてお示しましたものとほぼ同じ内容でございます。

まず資料2から御説明いたしますと、最初に質の向上の取り組みということで指導・助言の結果や、誤り事例などを紹介いたしまして、次にQ&Aの追加について解説をします。3からは実際の監査のポイントをチェックリストの項目に沿って解説をいたしまして、4で演習問題という流れにしております。最後の5の資料の部分でございますが、前回大竹委員から御指摘をいただきました会計帳簿・収支報告書作成ソフトの関連部分でございます。単に「ソフト」としておまして、実際にソフトウェアそのものを配るかのような誤解が生じないように、今回は「ソフトの紹介」というふうに訂正をさせていただいております。

今回は前回御了承いただきましたこの柱立てに基づきまして資料のAといたしまして、研修テキストの形に整えてまいりました。この資料Aにつきまして、特に今年度のものから主な変更点を中心に報告をいたしまして、改定について御承認を賜れればと考えております。

まず、資料A、1ページをお開きください。こちら冒頭で政治資金監査の質の向上、個別の指導・助言の取り組みについて紹介する形としております。これまでの委員会等で御説明してきた内容でございますが、5ページまで進んでいただきますと、前回の委員会で登録政治資金監査人全員に向けた周知資料として御承認をいただきました、実際の誤り事例をこちらにも掲載をしております。また、次の6ページからはより具体的な誤りのイメージを示しておまして、まずは研修の冒頭で緊張感を持っていただくという考えを持っております。

次に、10ページをお願いいたします。ここは、例年、前の年度にQ&Aに追加しました主な項目を掲載しております。今回は昨年7月の第2回委員会でお諮りをしました所得税等を天引きした場合の記載方法についての掲載をしております。

次に13ページをお願いいたします。

こちらからが、研修の実質的な内容に入っておりますが、実務向上研修といえども、やはり政治資金監査の意義や基本的性格などについては、年1回改めて確認をしていただくという意味合いも含めまして、こちらのページでは制度導入の経緯に触れますとともに、一枚おめくりいただいた15ページ、こちらでは一番上で政治資金監査の基本的性格に触れますとともに、真ん中の調査方法の部分では全数を調査するといったことですか団体の主たる事務所で関係書類の現物を確認しなければならないといったことを記してございます。

また飛んでいただきまして、18ページをお願いいたします。こちらから具体的な実務の確認に入ってまいりますけれども、特にこの18ページでは書面監査、それからその下の四角、会計責任者等に対するヒアリング、そして最後の四角、政治資金監査報告書の作成という形で全体の流れを一覧するとともに、右の19ページにはこちら今回から追加したものですけれども、左のページの書面監査の欄で、1号監査事項ですとか、2号監査事項と出てまいります、突然専門用語的なものが出てまいりますので、右の条文を追加することで、1号から4号までの監査事項の根拠条文を対比的に示す形としております。

また、19ページの下のところですが、テキストの該当ページを、巻末に掲載しておりますチェックリスト等も対比する形で示したものでございます。

次の20ページからでございますけれども、個々の監査事項の内容をチェックリストに基づいて一つ一つ確認していく内容としております。ここは、基本的な構成自体は変わっておりませんが、昨年までなかったものとしまして、真ん中のところ、点線の囲みで細かい文字でチェックリスト1、それからその下にもチェックリスト2といった表示を入れております。

また、ページの右上のところ、いわゆるヘッダーという形でその該当ページがどの部分を解説しているのかということを知る表示を入れたりしますことで、単なる研修テキストとしてではなく、実際の監査の際に手元に置いていただければ、困ったときにどこを見ればよいかよりわかりやすくなるという形で表示をしたいと考えております。

次にちょっとまた飛んでいただきまして、26ページをお開きください。このページの真ん中では実際に見られた誤り事例について赤字で注意喚起を示しております。こうした誤り事例の表示は28年度のテキストから加えたものですけれども、このような形で誤りの多いポイントについては注意喚起を行うという形にしております。

以上がテキストの見せ方で工夫を加えた点でございます。

ここから後ろの内容については、ほぼ前年度を踏襲しておりますけれども、幾つか新たに加えたいと考えています資料について御説明をいたします。

しばらく飛んでいただきまして54ページをお開きください。

54ページ、横長のフローチャートになっておりますけれども、こちらは政治資金監査において会計帳簿の記載事項と突合すべき書面、また、それぞれの書類に遭遇した場面における確認事項についてまとめた資料でございます。

ここはどうしても、領収書の定義ですとか、いわゆる徴難事由ですとか、政治資金規正法上特有の用語が使われている関係もありまして、実際に政治資金監査人からの問い合わせ

せなども多い部分ですので、このチャートを活用いただいで的確な判断をいただければと
考えているものでございます。

次にまた、しばらく飛んでいただきまして、78ページを御覧ください。この78ペー
ジの資料は登録時研修で使っております、こちらのピンク色のテキストの中でも同じ内容
を解説しておりますけれども、政治団体の区分に異動があった場合の留意事項を示したも
のでございます。

昨年の秋には解散総選挙もありまして、政党の離合集散などがございましたので、政党
支部などにおいても解散ですとか、新しい団体の創設といった動きも出てきております。
政治資金監査人の皆さんが、こうした事例に遭遇した場合にも誤りなく監査を行えるよう
に確認的にこの部分の解説をこちらにも盛り込みまして研修の場でも紹介することとした
いと考えております。

また、右の79ページでございます。こちらは前回の委員会でも個別の指導・助言の取
り組みの一環としまして、これを政治資金監査人向けに周知するという資料で御了承いた
だきましたものでございます。

チェックリストの活用ですとか、3番目の丸、余裕のある監査日程の確保といった形で
未然に誤りを防ぐためのポイント集のようなものでございますけれども、こちらも今回か
ら盛り込みたいと考えております。

次の80ページをお開きください。こちらからは演習問題となります。前回の委員会
で研修受講者のアンケート結果を御報告させていただきました。その中で実務向上研修の参
加者の皆さんからは、この演習問題について高い評価をいただいております。

また、研修には毎年参加されているといった方も一定の数でいらっしゃいますので、問
題については、全て新しいものに差しかえますとともに若干問題数を増やしまして内容の
充実を図っております。

この80ページからは選択問題を11問、また、進んで85ページをお開きいただきま
すと、記述式の問題を4問、それから1枚おめくりいただきますと、87ページからは事
例演習という形で2つ。トータルで17問という形にしております。さらに進んでいただ
きまして、95ページをお開きいただきますと、95ページからは解説をつけております。
研修の中で全て触れることができない場合であっても、御自身で勉強いただくこともでき
る形としております。

特に113ページまで飛んでいただきまして、113ページからの事例演習の部分の解
説は、実際に誤りが多いポイントについて演習問題を解いていただく中で理解を深めてい

ただくような形としております。

次に飛んでいただきまして、122ページをお願いいたします。122ページからは資料というところになります。この122ページからはチェックリストを掲載しておりますほか、133ページに進んでいただきますと、133ページからは会計帳簿、収支報告書作成ソフトの紹介を掲載しております。

一枚おめくりいただきまして、135ページには今回から実際のソフトの画面イメージも加えております。これらによりまして、このソフトの活用を政治資金監査人の皆さんからも政治団体に積極的に推奨していただくということで取り組みたいと考えております。

次に、139ページをお願いいたします。139ページからでございますが、昨年年末の第4回委員会で御議論いただきましたけれども、クレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法につきまして、報道で取り上げられたこともございまして、改めて徹底を図ることとなりました。

ピンク色のテキストにも同じものを掲載しておりますけれども、実務向上研修においても、この点の再確認、周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上雑駁な説明ではございましたけれども、新年度のテキスト案ということになります。また、このテキストの扱いでございますが、実務向上研修の参加者、6月から実施します研修の中で配布をいたしますとともに、一通りの研修が終わった年末の段階で研修に参加されていない登録政治資金監査人の皆さんにも送付する扱いとしたいと考えております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。本議題につきましては御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議題(3): 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について

【伊藤委員長】 次に、第3の議題といたしまして、登録政治資金監査人の登録者数および研修等についての説明を事務局でお願いします。

【羽生参事官】 資料の3を御覧ください。こちら毎回報告をしております登録者数及び研修等の実施状況でございます。まず、表の1番、登録者数についてでございますけれども、3月9日現在の数字を集計いたしております。今回は前回報告しました2月2日の時点から、新たな登録が4名であったのに対しまして、年末に監査人の皆さんに送付しました文章の中で、住所の変更登録などを呼びかけた影響もありましてか、抹消が今回10

名と少し多くなっております。このため、一番下の行、左の方を御覧いただきますと、登録者数の増減の欄が差し引きで6人の減少、トータル4,926人となっております。内訳は弁護士で3名の減、公認会計士の方々は1名の増、税理士は4名の減となっております。

裏のページをお願いいたします。研修の実施状況でございます。表と同じく、全て3月9日現在の数字でございますが、前回2月の委員会に報告しました際にも、この1月29日に実施しました追加研修の1回目を含めておりますので、数字の内容には変更はございません。

関連しまして、来週の3月26日に予定をしております追加研修の2回目、今年度最後の研修となります。資料には掲載をしておりますが、状況を御報告しますと、この3月26日の追加研修2回目の午後の実務向上研修には、現時点で120人近い方々から参加の登録をいただいております。また、前回の委員会で御決定をいただきました28年分の政治資金監査に関して個別の指導・助言の対象となった方、こちらは全体で46人ございましたけれども、この方々にはこの追加研修に関し、それぞれ文書でのお知らせに加えまして事務局から電話で出席の呼びかけを行いました。その結果、1回目に参加いただいたお二人を含めまして合計で23人の方から追加研修への参加登録をいただいております。46人中23人ということでちょうど半分に達しました。

また、今回参加できないけれども、6月以降の研修にはぜひ参加したいといった回答を含めまして、全体としては、前向きな反応をいただいておりますので、あわせて御報告を申し上げたいと思います。

次に、資料の4を御覧ください。

こちらはただいまの資料3の内容も踏まえまして、ここ数年、年度最終の委員会におきまして、その1年間の登録等の統計を整理し御報告しているものでございます。今回からは下半分にグラフをつけてみました。平成29年度につきましては、3月9日までの暫定的な数字ということになりますけれども、下のグラフで説明いたしますと、青の折れ線が各年度の登録件数ということで、登録を開始しました平成20年度の2,504件をピークとしまして、ここ3年は200件弱の新規登録ということで横ばいとなっております。

また、赤の折れ線が抹消者数でございまして、平成27年度までは徐々に増えておりましたが、今年度はここまで43名ということで比較的少なくなっております。トータルの差し引きは上の表の増減欄のdにもございますけれども、今年度129名の増加となっております。このペースが大きく変わらなければ、来年度末には5,000人を超えている状況になるかと思っております。

議題3の関連資料の説明は以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【浅井委員】 登録の関係なんですけど、制度開始初年度からの年数もたってきてまして、住所変更しても届け出しないとか、中には亡くなっているような方もいらっしゃるかもしれません。独自に私どもの方でも調査をし始めているのですが、もし、委員会から書類を出してもあて先不明で返ってくるような人がわかれば団体別に教えていただくことは可能でしょうか。公認会計士協会分だけでも。

【羽生参事官】 年末に個別の指導・助言ですとか、追加研修の関係で全政治資金監査人の皆さんに文書をお送りしています。やはりそういったものがかなりの数で返送されてきておりまして、我々の方も極力、3士業団体さんの方のデータ、特に住所等は3士業団体さんのホームページ等で検索ができるような形になっておりますので、そういったところで確認をさせていただき、できるだけ最新のデータとなるように対応していきたいというふうに考えております。

また、亡くなられた方の場合も、各士業団体の方で、官報に公告をされておりますので、一応、私どもの方で、それを定期的なチェックをかけまして、そこで判明した場合には御遺族の方と連絡を取り合ったりといったことで確認をしまして、必要な抹消等の手続も進めているということですが、どうしても私どもだけでは捕捉しきれない部分がありますので、皆様にも御支援をいただければと考えております。

【浅井委員】 最近、我々の業界でも、皆さん高齢化してきて、亡くなったりあるいは施設に入っていたりということがございます。他の会員との付き合いがなく、家族でも通知の方法がわからなかったというような方も年に数人はいらっしゃいます。行方不明者は追っかけて調査はするんですけど、御協力をいただければ早目に対処できるのかなと思っております。

【伊藤委員長】 連絡のつかないようなものは、各団体の照会してやるということでしょうか。

【羽生参事官】 なかなか連絡がつかない方というのはやっぱりそれなりの数がいらっしゃいますので、いろいろと工夫をしながら、今、個人情報扱いも難しい時代ですので、なかなかできることとできないことあるんですけども。

【日出委員】 すみません、全国的には何人くらいいるんですか。連絡とれないというのは。

【羽生参事官】 ちよつと今、正確な数字は持ち合わせておりませんが、この年末に送った資料で返送されてきた方が、たしか117名ほどいたと思います。その中で単純に住所変更等が抜かっていたという方の場合は、例えば事務所のほうにお送りをして変更登録してくださいねという呼びかけなどもしておりますけれども、中にはそれをやってもまだ連絡がつかない方もこれから出てくるのかなど。ですから、現状今そういった方をできるだけ数を減らして潰していこうということで作業途上にございますけれども、おそらくは事務所に送ってもまだ連絡がつかないというケースの方も出てくるのかなというふうには考えております。

それからちよつと説明が舌足らずでございましたが、基本はやはり登録政治資金監査人は個人の資格でなっているということもありますので、御本人から特に要請がない限りにおいては登録いただいている住所の方に関係書類は通常は送付しております。そういったこともあって、転居されたりして届け出がないとちよつとそういったところの捕捉が難しいといったことも出てまいります。

【浅井委員】 転居の届け出は士業団体もしてこない方が結構いらっしゃいます。その捕捉は今、強化しているところでございまして、登録者がこのくらいの大きな人数になってくると、そういうような案件が今後も継続して出てくるんじゃないかと思っています。

【日出委員】 税理士会の方でもやっぱりあるんです。正直な話、本人が認知症になるケースで家族が全く仕事にかかわっていないケースだと、何をどうしていいかわからないということで、そのまま施設に入れちゃって、税理士会の方の届け出はしない、あるいは忘れていたようなケースが最近多いんです。ちょうど10年目ですから、うちの方も、少しそういった面では協力をして所在等を明確にするようにしたいと思っておりますので。

【伊藤委員長】 ほかによろしいですか。それでは本日の議題は以上でございしますが、事務局から何かございしますか。

【羽生参事官】 まず、資料のAについて、研修のテキストについてでございますが、今日御了承いただきましてありがとうございます。今後事務局の方でも内容に誤り等がないように引き続きチェックを加えてまいりたいと思っておりますけれども、もし何か事実誤認ですとか、修正すべき箇所がありました場合には、まだ印刷製本まで間がありますので、その場合にはちよつとできれば委員長と御相談させていただきながら最終的なものを確定させていただければというふうに考えておりますけれども、よろしゅうございしますでしょうか。

それと本日の委員会の審議状況でございます。委員会の終了後に総務省の8階の会見室

におきまして事務局長によるブリーフィングを予定しております。

本日の公表資料につきましても、その場で配布をさせていただく予定でございます。

また、本日の委員会の議事要旨についてございますが、各委員の御連絡先に明日3月23日金曜日の夕方ごろまでに確認の御連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【伊藤委員長】 それでは以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局で説明をお願いします。

【羽生参事官】 次回の委員会でございますが、日程調整をさせていただきました結果、来る5月22日火曜日の午前10時30分から開催をさせていただきたいと存じます。

【伊藤委員長】 よろしいでしょうか。では、本日はこれまでといたします。どうもありがとうございました。